答 弁 第 二 〇 号平成五年一月十九日受領

内閣衆質一二五第二〇号

亚 成 五 年一 月十九 日

内 閣 総 理 大 臣 宮 澤 喜

衆 議 院 議 長 櫻 内 義 雄 殿

衆議院議員大野由 利子君提出児童扶養手当等の支給年齢に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆 議 院 議 員 大野 由 利 子 君提 出児 童扶養手当等の 支給年 . 齢 に関 する質問 に · 対 す る答弁

書

一について

児 童 扶 養手当の 支給要件となる児童 の年齢について、 昭 和五十三年四 一 月 一 日に従 前 の「義務

教 育 終 了 前」から「十 八歳未 満」に 改正 L た \mathcal{O} は、 玉 民 年 金 法 昭昭 和三十四 年 法 律 第 百 兀 + 号)

に 規 定 さ れ て **,** \ た 母 子 福 祉 年 金 \mathcal{O} 支 給 要件とな る子 \mathcal{O} 年 齢 が 引 き上 げ 5 れ ることとな 0 た \mathcal{O}

で、 母 子 福 祉 年 金 \mathcal{O} 補 完 的 制 度 で あ 0 た 児 童 扶 養手 当 に 0 Į, て もこれ に 合わ せ た ŧ \mathcal{O} で あ る。

二について

児 童 扶養 手当、 労働者災害補 償保険法(昭和二十二年法律 : 第 五 十号)の 遺 族補償 年金、 公的 年

金給 付等の支給要件となる児童や子 の範囲について、「満十八歳未満」を 満 十八歳に達する日

童 以 Þ 後 子 \mathcal{O} 最 0) 範 初 囲をどう考える の三月三十一 日 かとい ま で う問 に 改 題 めることに 等 が あ り、 つ 更に ١ ر て は、 慎 重 社会 な 検 保 討 を 障 行 制 う必 度 \mathcal{O} 要 対 が 象 あ لح なる ると考えて ベ き児

いる。

三について

金、 子 法(昭和二十二年法 家 般 庭、 公 的 職 年 遺 \mathcal{O} 職 族 金 員の 給 に 付 対 給与等に関する法律(昭 等 す 律第百二十号)に規定する لح る は 所 性 得保障等 格 が 異 な っであ ること等 る児童 和二十五年法律第九十五号)の扶 か 扶 般 ら、 養 職 手 これ に 当、 属 す 5 労 う る 0) 働 職 制 者 員 度 災 0) に 害 給 お 補 与 け 償 \mathcal{O} る 保 養手 給 険 部 付 · 当 法 で \mathcal{O} あ は 支 \mathcal{O} り、 国 遺 給 家 族 要 公務員 件 補 生 償 別 کے な 母 年

る児

童

B

子

 \mathcal{O}

範

井

を

般

職

 \mathcal{O}

職

員

 \mathcal{O}

給

与

等

に

関

す

る

法

律

 \mathcal{O}

扶

養手

当

 \mathcal{O}

場

合と

同

様とすることは

考えてい

な